

<ニセコ町補助金等整理見直しに関する意見>

平成16年12月21日 ニセコ町補助金等検討委員会

1 前回答申以降の考え方及び委員会検討の内容

補助金等検討委員会では、町民の目線から各種補助金等のあり方について検討を進め、昨年12月に「ニセコ町補助金等整理見直しに関する答申」を町長へ提出しました。本委員会3回目となった先の答申では、各種団体に対する金額規模の大きい補助金(概ね5百万円以上の団体補助金)について見直しの方針を具体的に示したほか、個別補助金等見直しのための重点事項について整理提言しました。

今年度の本委員会においては、上記答申を踏まえ、平成16年度予算編成における町の見直し結果を検証すると共に、平成17年度の補助金等要望について検討を行いました。この中で特に、町長より本委員会に諮問があった次の点について整理検討しました。

- 1 補助金整理効率化の考え方
 - 1) 少額補助の廃止について
 - 2) 団体補助、制度補助の方向性について
- 2 町の財政諸制度について
 - 1) 住民税の1%相当額予算について町民が用途を決めることについて
 - 2) 町税等滞納者に対する補助金等の支給制限について
 - 3) 各種事業の評価制度構築について

以下に検討結果を整理しましたので答申します。なお、本委員会が提言した補助金等見直しのための期間は平成14年度から16年度までの3年間であり、今年度がその最終年となります。本答申に基づいた補助金等の効果的な運用、対策を求めます。

2 諮問事項に対する答申内容

補助金整理効率化の考え方について

1) 少額補助の廃止について

補助額が20万円未満の少額補助の廃止について検討しました。全般的に廃止を中心に更に整理検討を進めるべきであり、以下の点について指摘します。

・昨年度の本委員会答申における少額補助金の評価は、総じて低い。長期に渡り補助を受けているものも、現在の財政状況では通用しないことを認識すべき時に来ている。

・個々の補助金の必要性、優先順位などそれぞれの事情があることを考慮しても、基本的には一律に廃止または削減の方向で整理検討すべきである。なお、個々の整理については、町の各担当者が責任を持って、それぞれ判断すべきである。

・それぞれの事業が補助の交付を受けなければ実施できないものかどうか、改めて見極めが必要である。同時に、補助に頼らず自立していくことを検討しなければならない。

- ・補助制度が本来の意味で有効活用されているか否かのチェックが、改めて必要である。
- ・事業の違いが分かりにくいもの、同様の補助が複数あるもの等について、更に整理統合を検討すべきである。
- ・収入に結びつかない(新たな収入を生まない)事業への補助などは、ある程度支援が必要なものもある。その中でも、真にやる気を持った事業への積極的な補助も、一方では必要である。

2) 団体補助、制度補助の方向性について

団体運営費や人件費を補助する団体補助、国や道の制度により補助する制度補助の方向性について検討しました。少額補助と同様、廃止または削減に向け整理検討を進めるべきですが、団体側の説明責任など更に対策が必要な点もあり、これらも含め以下に指摘します。

- ・団体補助も少額補助と同様、廃止または削減の検討を更に進めるべきである。
- ・人件費について補助を受けている団体は、補助削減が団体組織の問題に直結するため、団体そのものの運営について長期的な見通しを考えながら、補助の方向性を整理すべきである。同時に、団体運営における効率化等の諸課題に対しては、常に改善策を講じていくべきである。
- ・少額補助と同様、それぞれの事業が補助の交付を受けなければ実施できないものかどうか、見極めが必要である。同時に、補助に頼らず自立していくことを検討しなければならない。
- ・補助の内容や団体の運営状況、団体の決算内容について、町民への説明が必要である。情報公開条例に基づく説明責任もふまえ、補助を受けた団体が事業内容を町民に説明することも必要である。
- ・上記とともに、補助団体の事業運営について、町の各担当者によるチェックや指導を徹底して行うべきである。

町の財政諸制度について

1) 住民税の1%相当額予算について町民が用途を決めることについて

住民税の1%相当額を町民予算として町民自らが用途を決めることができる制度について検討しました。この制度の実施について異論はなく、今後整理検討が必要な点も含め以下について指摘します。

- ・制度実施については、財政面で暗い話題が多い中で明るい材料にもなるため、ぜひ実施してみて結果を検証すべきである。
- ・1%が妥当な予算範囲かどうかについては、実施の状況をふまえて更に検討が必要である。
- ・委員会方式等により予算案決定の過程に住民が直接参加できるシステムがよい。住民参加の意識を更に醸成させることにつながる。ただ、委員会の権能など、町民に分かりやすいかたちでの整理が必要である。

2) 町税等滞納者に対する補助金等の支給制限について

町税等の滞納者に対する補助金、交付金の支給制限について検討しました。支給制限を行うことに異論はないものの、その前に行政が取り組むべき対策や支給制限のあり方などに

ついて、以下に指摘します。

- ・滞納者に対しては基本的には厳しい態度で臨むべきであり、補助金等についても毅然として支給制限に取り組むべきである。
- ・ただし、補助金等の支給制限を行う前に、町として行うべき滞納対策を徹底することが前提である。特に、町の担当者、管理職、町長が責任を持ち、毅然として滞納対策にあたることが重要である。
- ・上記滞納対策においては、滞納状況や支払能力を判断しながら、厳しい態度で臨むべきである。同じ滞納者でも、支払能力がある者や悪質滞納者等に対しては、法的手段も含めた強制力のある対応(住宅退去、水道停止、競売等)を厳格に講じていくべきである。
- ・同時に、滞納を積み重ねないためにも、滞納初期の段階での町の働きかけを徹底すべきである。
- ・生活に関わる補助、滞納者の子供が対象となる補助、天災の場合の補助などについては、一律に支給制限すべきではなく、個別に状況を考慮したうえで対応すべきである。

3) 各種事業の評価制度構築について

町の政策や各種事業にかかわる評価制度を構築することについて検討しました。評価制度の実施においては、さまざまな方法、手段を検討しながら取り組むべきであり、以下に指摘します。

- ・町が実施する事業の中に町民にとって分かりにくいものもあるため、町民が町の事業とその結果について関心を持ち、改善や必要な事業等について検討する方法として、評価制度の導入は有効である。
- ・町の事業評価の範囲は広いものと考えられる。そのため、評価制度の構築においては、委員会形式ですべてを検討するのではなく、モニター制度や分野別の検討会議など、さまざまな町民参加の方法を検討すべきである。
- ・本委員会も、補助金を中心とした事業を評価するための組織として成果を挙げたと判断できる。評価制度の基本として、町民が評価を行う仕組みが重要である。